

特定非営利活動法人 農福共生研究会
基本理念・支援7原則

文書番号	101
改訂版数	第 1 版

第1版制定日	2020年11月1日
改訂日	

〒267-0054 千葉県緑区大高町43-42 ☎043(488)5140

特定非営利活動法人 農福共生研究会

農福共生研究会 基本理念・支援7原則

制定・改訂履歴

項目	年/月/日	記 事	承認	作成
第1版 制定	2020/11/01	・新規作成・制定	有村	秋葉

目 次

I. 事業の目的	2
II. 基本理念	2
III. 支援7原則	3

私たちの事業に対する基本的な考え方

2020年11月1日
特定非営利活動法人農福共生研究会

I. 事業の目的

1. 農業を通じた自然の中での豊かな成長

農業は、大地を耕し、種をまき、苗を植え、花が咲き実をつけるなどの植物の成長にかかわりながら作物を育て実りを得ていく営みです。土を作り、肥料を施し、雑草を取るなどの手間をかけていくことで収穫がもたらされます。

陽の光を浴び、風を受け、雨の恵みを感じながらの作業は、自然の中で自然と共に生きているという一体感を生み出し、障害がある人もない人も同じ大切な命であることに気づかせてくれます。収穫にいたるまでの一つひとつの変化は手応えとして実感でき、その作物をお客さまのもとへとお届けすることは大きな自信につながります。農業の向こう側には収穫した作物を購入し、食卓で味わってくださる人々が居るのであり、よろこんで食べていただけたということにより自己有用感を持つことができるのです。

2. 就労継続支援B型事業所キャロットハウスで“働く”ということ

多くの障害のある人は、その障害特性によって生きにくさや働くことの難しさがあり、自立した生活や社会参加がしにくいという現実と直面しています。

私たちが創設した就労継続支援B型事業所キャロットハウスは、そうした人たち一人ひとりの希望や意思を尊重しながら、適性や障害特性に配慮した仕事を提供することで「仕事が楽しい」「仕事ができる」という経験を重ねていくことが求められます。そこで自分に自信を持ち、さらにできることを増やしていこうとする意欲を高めていくことで生きがいを持ち、自立した生活をしていく力をつけていくことができるのです。自分の活動に目的を見出し主体的に取り組んで行くこと、そして、自らの人生を自らの手で決定し歩いていくという自己実現のプロセスへの支援こそが私たちの使命であると考えています。

II. 基本理念

私たちは農業と福祉が繋がることを通して、誰もが分け隔てなく生ることができ、多様な人々を包み込む共生社会を形成したいと考えます。そして、一人ひとりの利用者の意向を尊重し、個人の尊厳を保持し、地域社会において自立した生活を営むことができる社会を目指したいのです。それを実現するために、次のとおり事業の基本理念を定めます。

1. みんな同じ大切な命
2. 主体性の尊重
3. 仕事を楽しみ豊かに生きる

Ⅲ. 支援7原則

私たちは、障害福祉サービス事業を推進するに当たっての基本的な心構えとして次のとおり“支援7原則”を定め、私たちの支援活動の指針とします。

1. 生命の尊厳

私たちは、利用者一人ひとりをかけがえのない存在として認め、その人なりの人生を尊重します。

2. 人権の擁護

私たちは、利用者一人ひとりの人間としての基本的な権利を守り、いかなる差別、虐待、人権侵害をも許しません。

3. 個性の尊重

私たちは、利用者一人ひとりの「個性」をあるがままに受け容れることを支援の出発点とします。

4. 自己決定の尊重

私たちは、利用者一人ひとりの希望や意思を尊重し、同時に自らの行動を決定するのは利用者自身であり、利用者自身が問題に対する解決の主体であることを基本として支援を行います。

5. 共に働く仲間

私たちは、事業所が協働の場であると認識し、利用者を共に働く仲間として敬意をもって接します。

6. 仕事を楽しむ

私たちは、利用者が楽しく仕事に取り組めることを通して、働くことが生きがいとなり、自立した生活をしていく力の源泉となることを目指します。

7. 社会参加の促進

私たちは、利用者が地域で豊かな市民生活を送るための社会参加を促します。